



2024

季刊 年4回(1月/4月/7月/10月)発行

「くおん」についてのご意見、ご感想をお待ちしております

臨時号

発行・編集：北区教育委員会「くおん」編集委員会

〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10 TEL.3908-9279

北区教育ビジョン2024

北区子ども・子育て支援総合計画2024 北区こどもの権利と幸せに関する条例

特集



インターネットでもご覧いただけます

<https://www.city.kita.tokyo.jp/k-seisaku/kosodate/kyoiku/kuon/index.html>



北区教育ビジョン2024

教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

平成22年(2010年)1月28日決定

北区が目指す教育の方向性

「北区基本構想」の理念に基づき、「北区教育委員会の教育目標」で定めた人間の育成に向けて、「北区教育・子ども大綱」に掲げる教育分野の基本方針「まなび・ささえ・つなぐ」の実現を目指した教育施策の推進を図ります。

「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて制定する「北区子どもの権利と幸せに関する条例」の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重するとともに、「子どもの最善の利益」を最優先とすることを施策展開の基本的な視点とします。

めまぐるしく変化する社会情勢のなか、スピード感をもって施策を具現化することで、将来の予測が困難な時代において、子どもたちの自ら未来を切り拓く力を育み、主体的に社会に貢献できる人材の育成に取り組むとともに、学校、家庭、地域の連携・協働により、子どもたちの健やかな育ちを支えていきます。

北区子ども・子育て支援総合計画2024

子ども施策を進める上で大切なことは？

- 北区では、**すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを応援するまち**を目指しています。
- **すべての子どもの権利を大切にします。**
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるようにします。
- 心も体ものびのびと成長ができるよう、子どもの目線に立って手助けをします。
- すべての子育て家庭に寄り添った手助けを進めます。
- 地域全体で子育てをします。
- 子どもが夢と希望をもって安心して生きるための手助けをします。



北区子どもの権利と幸せに関する条例

この条例について教えてください

<この条例はどんな条例ですか？>

「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づいて、子どもにとって大切な「子どもの権利」を保障し、子どもが将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を推進することを目的として北区がつくるルール・約束事を定めているものです。

<この条例の大切な考え方ってなんですか？>

- 子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とすること。
- 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重しあい、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。
- すべての子どもが将来への夢と希望をもって、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備すること。



3つの柱 I 子どもの可能性を最大限に引き出す学びの基盤づくり

取組の方向 1 幼児期からの育ち・学びを支える

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 学校ファミリーを基盤とした教育活動と小中一貫教育の推進

取組の方向 2 確かな学力を育成する

- (3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (4) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成

取組の方向 3 豊かな心を育む

- (7) 豊かな人間性の育成
- (8) いじめを見過ごさない取組の徹底と強化
- (9) 体験活動・交流活動の充実

取組の方向 4 健やかな体を育てる

- (10) 体力の向上・健康の増進
- (11) 学校保健、学校給食・食育の充実



取組の方向 5 誰一人取り残さず、共に学び、成長する力を育てる

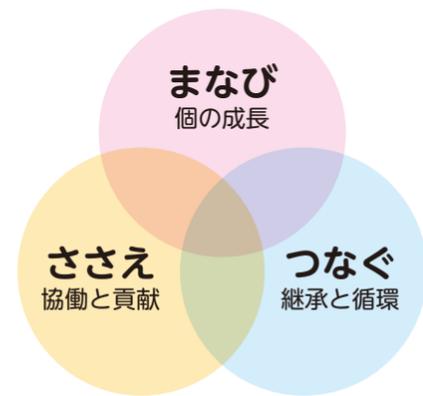
- (12) 不登校児童・生徒への支援充実
- (13) インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進
- (14) 一人一人に応じた多様な学びの環境整備と支援
- (15) 教育相談体制の充実

取組の方向 6 グローバル社会で活躍できる人材を育てる

- (16) 英語コミュニケーション能力の育成
- (17) 国際理解教育の推進

取組の方向 7 主体的に社会の形成に参画するための多様な力を伸ばす

- (18) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進
- (19) 科学的に探究する力の育成
- (20) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
- (21) 大学、企業、NPO等との連携による取組の推進



3つの柱 II 豊かで質の高い教育環境づくり

取組の方向 8 学校の教育力を高める

- (22) 教員の指導力の向上
- (23) 教員の指導環境の充実
- (24) 学校マネジメント力の強化

取組の方向 10 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

- (28) 学校の改築・リノベーションの推進
- (29) 人口動向を見据えた教育環境の充実

取組の方向 9 教育DXの推進

- (25) ICTを活用した学びの充実
- (26) 教員のICT活用指導力の向上
- (27) 学校ICT環境整備と校務情報化の推進



3つの柱 III 多様な主体との連携・協働による学びの絆づくり

取組の方向 11 家庭・地域等との連携・協働による地域教育力の向上を図る

- (30) 家庭教育支援の充実
- (31) 地域との連携・協働の推進
- (32) 青少年の健全育成と社会教育活動の推進

取組の方向 13 伝統、文化、芸術を守り、継承する

- (35) 北区への愛着を深める事業の推進
- (36) 文化財の保護・活用、理解の促進
- (37) 質の高い文化・芸術に触れる機会の創出

取組の方向 12 生涯学び、活躍できる環境づくりを充実する

- (33) 生涯にわたる多様な学びへの支援
- (34) 区民との協働による図書館づくりの推進



お知らせ

くおんでは、目の不自由な方向けに音声テープ版・デジ版・点字版を作成しております。ご希望の方は教育政策課 ☎ 3908-9279までご連絡ください。

どのような内容が書かれていますか？

施策目標 1 未来を担う人づくり

1 就学前教育の充実

小学校に入った後、安心して通うことができるように、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校との交流を増やします。

2 教育の場における子育ての支援

さまざまな教育活動を行います。ICT教育、プログラミング教育を学べるようにします。

3 自己実現の場と体験機会の提供

自然や文化芸術とのふれあいなど、さまざまな体験活動や、地域活動、ボランティア活動に参加できる機会を増やします。

4 子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実

子どもの権利について、大人、子どもに向けて情報を伝えます。

5 こころとからだの健全な成長への支援

子どもが自由に遊べる場所を増やします。学校に行けない子どもを、それぞれの状況に合わせて手助けします。

6 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

子どもが困った時に相談できるようにします。子どもたちの安全・安心な居場所をつくります。

施策目標 2 家庭の育てる力を支援

1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

さまざまな保育サービス・子育て支援サービスが受けられるようにします。

幼稚園や保育園などの先生が、遊びや勉強をもっと上手く教えることができるようになるよう、手助けします。

2 子育てに関する相談・情報提供の充実

保護者が子どもの身近な場所で相談したり、悩みに詳しい人に相談できるようにします。

さまざまな方法で、子育てに関する情報を伝えます。

3 親育ちへの支援

子育て中の保護者が気軽に集まり、情報を交換したり仲間をつくることで、自分にあった子育ての仕方を学ぶことができるようにします。

4 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援

妊娠、出産、子育ての時期に、アドバイスをもらったりさまざまなサービスを利用できるように、途切れることなく続けて手助けを行います。

5 経済的負担の軽減

0歳から高校3年生相当の年齢までの子どもにかかる医療費を、区がすべて負担します。

施策目標 3 子育て家庭を支援する地域づくり

1 地域における子育て家庭への支援

子育て中の家庭に、幼稚園や保育園が子育てに関する情報を伝えたり、交流できる場をつくります。

同じ地域に住む子どもたちが交流できる機会を増やします。

2 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

子どもの健やかな育ちや安全のための地域での活動を手助けし、地域ぐるみでの子育てを進めます。

3 地域における子育てネットワークの育成・支援

身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベントなどにより、子育てを手助けするグループや保護者同士のつながりが進むようにします。

4 地域における子育て支援の担い手の育成

地域における子育てを手助けする人を増やし、地域の人や団体、区が一緒になって子育てを助ける活動を進めます。

5 子どもの安全を確保する活動の推進

地域ぐるみで子どもたちの見守りを進めます。通学路の安全点検や安全対策を行い、子どもを事故や犯罪から守ります。

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

1 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

地域全体で子育て家庭を支えるつながりづくりを進め、早く発見し、早く対応するなどして、子どもの虐待を防ぎます。

2 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

障害のある子ども、医療的ケアが必要な子どもなど、特別な手助けが必要な子どもに、それぞれの状況に合わせて手助けします。

3 ひとり親家庭への支援

お金に困っている家庭やひとり親家庭の子どもなどが相談でき、必要な手助けが確実に受けられるようにします。

4 生活困窮家庭への支援

子どもの居場所づくりや学習の手助けなどを行います。学習のための費用や、文房具などの費用についても手助けをします。

5 多文化共生に向けた支援

親が外国人の子どもや日本語がうまく話せない子どもに日本語を教えます。

保護者に対してやさしい日本語やいろいろな言葉で子育ての情報を伝えます。

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

すべての人が自分らしいさまざまな生き方ができるよう、働くことへの手助けや働き方についての考え方を伝えるなど、さまざまな取組を進めます。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事も子育てもしっかりとできる職場づくりを進めるよう、企業に呼びかけます。

3 性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進

男性、女性ともに育児や家事を行い、ともに子育てをする地域づくりを進めます。

どんな権利を大切にしているのですか？

条例では、次の権利を特に大切にすると定めています。

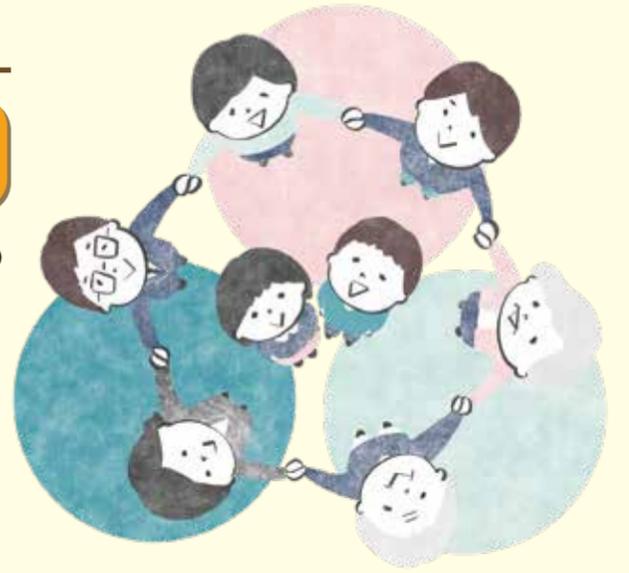
- (1) 自分の意見、考え、気持ちなどを表明し、それが尊重されること。
- (2) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (3) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方などにより差別をされないこと。
- (4) 安全・安心に過ごせること。
- (5) ゆったりと安心できる場所で休めること。
- (6) プライバシーが大事にされること。
- (7) 遊ぶこと。
- (8) さまざまな文化、芸術、スポーツ等に触れ、および親しむこと。
- (9) くり返し挑戦できること。
- (10) 悩んでいること、困っていることなどを相談できること。
- (11) 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。



子どもの権利を守る体制

北区子どもの権利委員会(けんりいいんかい)を設置します。(令和6年度中)

- 子どもの権利保障の状況などについて、調査や議論をして、子どもたちの権利がしっかりまもられているか検証するための組織をつくります。



子どもの権利擁護(けんりようご)委員

子どもの権利擁護委員を設置します。(令和6年度中)

- 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
- 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
- 子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。

子どもたちからのメッセージ

私たち子どもは、ゆったりと安心して遊ぶ場所で休めるとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが生まれながらに持っている、育つ権利や生きる権利をはじめとした、様々な権利を大切にしてください。

私たち子どもは、努力が報われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑戦できる環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねわっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に関わり合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることが違います。大人のみなさんには、自分が子どもだったときのことを思い出して、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人のみなさんには、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。

(条例前文から)